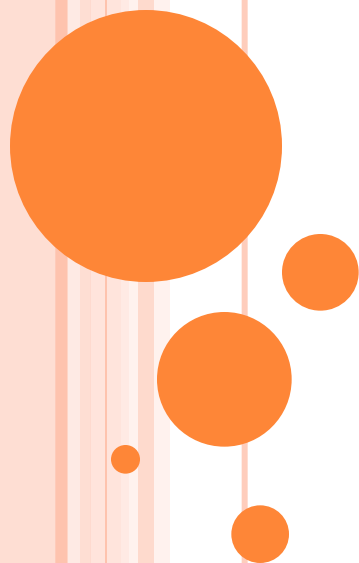


# 教育原理

## 第10テーマ

### 就学前教育(1) (後半)



## 前回の復習

- 「幼保二元体制」についての基礎理解となる。
- 保育科生にとっての必須知識である。

# 前回の復習

## ・幼保二元体制

- ・幼稚園と保育所が異なる体制の下で設置、管理、運営されていることである。

- ・具体的に、幼稚園と保育所は、(設置の)根拠となる法令、所管する(管理する)省庁、日常的な教育・保育(運営)の基準が全く異なる。

## 前回の復習

- ・入園・入所対象の違い

- ・幼稚園……満3歳～就学前の幼児

- ・保育所……満0歳～就学前の保育を必要とする  
乳幼児

※「就学前」という語句もおぼえたほうがよい。

## 前回の復習

- ・**幼保二元体制の基礎制度**

- ・根拠法令について、幼稚園は学校教育法、  
保育所は児童福祉法である。

- ・所管省庁について、幼稚園は文部科学省、  
保育所はこども家庭庁（旧：厚生労働省）である。

- ・教育・保育の基準について、幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針である。

## 前回の復習

- ・以上の内容は、保育者としての学修をするなら、確実に知っていなければならない。

- ・しかし、用語の丸暗記だけでは生きた知識にはならない。

幼稚園・保育所の制度の違いが、具体的にどのような意味を持つのかを理解する必要がある。

# 前回の復習

## ・幼保二元体制の補足

- ・幼稚園……**学校**（根拠：**学校教育法**）
- ・保育所……**児童福祉施設**（根拠：**児童福祉法**）
- ・**文部科学省**……主に**教育**に関する省庁
- ・**厚生労働省**……主に**福祉**に関する省庁  
（※現在はこども家庭庁管下）

# 前回の復習



- ・幼保二元体制の補足

- ・幼稚園の保育者……幼稚園教諭  
≡「学校の先生」

- ・保育所の保育者……保育士  
≡児童福祉の専門職



# 第10テーマ 就学前教育(1)

## 〇 就学前教育、幼児教育、保育とは

### I 保育制度の歴史(ヨーロッパ編)(略)

### II 保育制度の歴史(日本編)

### III 幼稚園と保育所の比較



# 第10テーマ 就学前教育(1)

## 〇 就学前教育、幼児教育、保育とは

### I 保育制度の歴史(ヨーロッパ編)(略)

### II 保育制度の歴史(日本編)

### III 幼稚園と保育所の比較



# 第10テーマ 就学前教育(1)

※「保育を必要とする」



## 第10テーマ 就学前教育(1)

※「保育を必要とする」

→内容としては、レジュメの通りである。

**【重要】** すなわち、保育所に入っている子どもは、  
「保護者が①～⑩の状態にあるため、他者による  
『保育を必要とする』子ども」ということになる。



# 「保育に欠ける」と「保育を必要とする」

## 保育を必要とする(現)

- 1 就労
- 2 妊娠・出産
- 3 病気、負傷、障害
- 4 介護・看護
- 5 災害復旧
- 6 求職活動
- 7 就学
- 8 虐待・DV
- 9 育休取得中
- 10 その他

# 「保育に欠ける」と「保育を必要とする」

## 【参考】

2015年4月まで  
保育所の入所対象は  
「保育に欠ける」乳幼児  
であった。

## 保育を必要とする（現）

- 1 就労
- 2 妊娠・出産
- 3 病気、負傷、障害
- 4 介護・看護
- 5 災害復旧
- 6 求職活動
- 7 就学
- 8 虐待・DV
- 9 育休取得中
- 10 その他

# 「保育に欠ける」と「保育を必要とする」

## 保育に欠ける(旧)

- 1 就労
- 2 妊娠・出産
- 3 病気、負傷、障害
- 4 介護・看護
- 5 災害復旧
- 6 その他

## 保育を必要とする(現)

- 1 就労
- 2 妊娠・出産
- 3 病気、負傷、障害
- 4 介護・看護
- 5 災害復旧
- 6 求職活動
- 7 就学
- 8 虐待・DV
- 9 育休取得中
- 10 その他

# 「保育に欠ける」と「保育を必要とする」

## 保育に欠ける(旧)

- 1 就労
- 2 妊娠・出産
- 3 病気、負傷、障害
- 4 介護・看護
- 5 災害復旧
- 6 その他

この変化の意味については他の授業で学んでほしい。

## 保育を必要とする(現)

- 1 就労\*
- 2 妊娠・出産
- 3 病気、負傷、障害
- 4 介護・看護\*
- 5 災害復旧
- 6 求職活動
- 7 就学
- 8 虐待・DV
- 9 育休取得中
- 10 その他



## 第10テーマ 就学前教育(1)

ともあれ、以下の点  
は認識する必要がある。

・原則として保育所に入  
る子どもは、右の1～  
10の理由で保護者の  
保育(養護と教育)を  
受けられない状態にある。

【重要】

保育を必要とする(現)

- 1 就労
- 2 妊娠・出産
- 3 病気、負傷、障害
- 4 介護・看護
- 5 災害復旧
- 6 求職活動
- 7 就学
- 8 虐待・DV
- 9 育休取得中
- 10 その他

# 【重要】待機児童問題



## 【重要】 待機児童問題

**待機児童**...保育所に入所申請をしているにもかかわらず、保育所の定員を超える等の理由で入所できない状態、ないし、その状態にある児童

※意識すれば、「保育所に入れず空き待ち」状態の子ども

→保育士の配置の基準



## 【参考】 保育士の配置の基準

- 0歳児： 概ね3人に対し保育士1人以上
- 1, 2歳児：概ね6人に対し保育士1人以上
- 3歳児： 概ね20人に対し保育士1人以上
- 4, 5歳児：概ね30人に対し保育士1人以上

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)



問：0歳児が9人いたら保育士は何人必要？

解：3人必要

## 【参考】 保育士の配置の基準

- 0歳児： 概ね3人に対し保育士1人以上
- 1, 2歳児：概ね6人に対し保育士1人以上
- 3歳児： 概ね20人に対し保育士1人以上
- 4, 5歳児：概ね30人に対し保育士1人以上

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）



問：0歳児が10人いたら保育士は何人必要？

解：4人必要

## 【重要】 待機児童問題

**待機児童**...保育所に入所申請をしているにもかかわらず、保育所の定員を超える等の理由で入所できない状態、ないし、その状態にある児童

※意識すれば、「保育所に入れず空き待ち」状態の子ども

- ・保育所が受け入れられる子どもの数は明確に決まっている。

- ・この数を超えた子どもは保育所へ入れない。



## 【重要】 待機児童問題

**待機児童**...保育所に入所申請をしているにもかかわらず、保育所の定員を超える等の理由で入所できない状態、ないし、その状態にある児童

※意識すれば、「保育所に入れず空き待ち」状態の子ども

↑こうした子どもが存在することの問題は？



## 【重要】 待機児童問題

**待機児童**...保育所に入所申請をしているにもかかわらず、保育所の定員を超える等の理由で入所できない状態、ないし、その状態にある児童

※意識すれば、「保育所に入れず空き待ち」状態の子ども

典型的問題としては、「子どもが保育所へ入れないので、保護者が就労できない」ことがある。



# 【重要】待機児童問題

## 待機児童

典型的問題としては、「子どもが保育所へ入れないので、保護者が就労できない」ことがある。

希望： 産休→育休→職場復帰



子を保育所へ預けられない。  
＝職場復帰できない。

# 【重要】 待機児童問題

## 待機児童

※子を保育所へ預けられない＝職場復帰できない

- 職場復帰をしないで自ら保育する。
- 認可外保育施設へ子どもを預ける。
- 就労のため子を持たない。



主な選択肢としては.....



# 【重要】 待機児童問題

## 【自己学習】

待機児童問題に関心があれば、

- ・待機児童数
- ・「隠れ待機児童」問題

などについて調べても良い。

全国的には減少（激減）傾向にある。

# 【重要】 待機児童問題

## 【自己学習】

待機児童問題に関心があれば、

- ・待機児童数
- ・「隠れ待機児童」問題

などについて調べても良い。

26,081(2017)→12,439(2020)→ 2,924(2022)(人)

# 【発展】 保育所の入所契約形態の問題点



待機児童が減ってきたので.....

# 【発展】 保育所の入所契約形態の問題点

- レジューメⅢの表.....「入所契約の形態」
  - 幼稚園.....直接契約
  - 保育所.....市町村との契約

に相当する部分である。

## 【発展】 保育所の入所契約形態の問題点

- ・幼稚園.....直接契約
- ・保育所.....市町村との契約

※単純化すると、子のある幼稚園に入りたい場合、保護者はその幼稚園へ申し出る（例外あり）。

※では、子どもを保育所へ入りたい場合、保護者はどこへ申請するか。

## 【発展】 保育所の入所契約形態の問題点

- ・幼稚園.....直接契約
- ・保育所.....市町村との契約

※単純化すると、子のある幼稚園に入りたい場合、保護者はその幼稚園へ申し出る（例外あり）。

※子どもを保育所へ入りたい場合、基本的に保護者は自治体（の役所など）へ申請する。



## 【発展】 保育所の入所契約形態の問題点

※子どもを保育所へ入りたい場合、保護者は自治体（の役所など）へ申し出る。

そして、子がどの保育所へ入るか、最終決定をするのも自治体である。

### 【余談】

東京都S区で保育所等への入所を申請する場合、第〇希望まで書けた（2020年）。



## 【発展】 保育所の入所契約形態の問題点

※子どもを保育所へ入りたい場合、保護者は自治体（の役所など）へ申し出る。

そして、子がどの保育所へ入るか、最終決定をするのも自治体である。

### 【余談】

東京都S区で保育所等への入所を申請する場合、**第30希望**まで書けた（2020年）。



## 【発展】 保育所の入所契約形態の問題点

※子どもを保育所へ入りたい場合、保護者は自治体（の役所など）へ申し出る。

そして、子がどの保育所へ入るか、最終決定をするのも自治体である。

→待機児童の多い自治体の場合は、事実上、保護者は「自分の子どもがどの保育所へ入るか」を選べない。



## 【参考】 保活



これも過去の話になるのか.....

## 【参考】 保活

- ・就活、婚活、果ては終活.....といった言葉がある。言葉の好みは別として、就職、結婚、人生の終盤などは、一生の重要事ではある。

- ・比較的近年、「〇活」に「保活」が加わった。  
→ある辞書を引いてみると.....

## 【参考】 保活

- ・子供を認可保育所に入園させるための活動。  
特に、待機児童にならないよう、育児休業の期間を調整したり、引っ越しをしたりするなどの積極的な活動をする事。

（小学館『デジタル大辞泉』より）

## 【参考】 保活

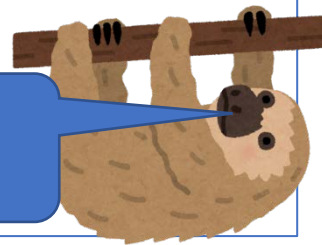
- ・特に都市部で待機児童問題が深刻である。
- ・それ故に、子どもを保育所へ入れるための積極的活動が必要となる。
- ・育児休業期間の調整
- ・(条件のよい自治体への)引っ越し など

## 【参考】 保活

- ・特に都市部で待機児童問題が深刻である。
- ・それ故に、子どもを保育所へ入れるための積極的活動が必要となる。

- ・育児休業期間の調整
- ・(条件のよい自治体への)引っ越し など

・果ては、「偽装別居」「偽装離婚」なども！



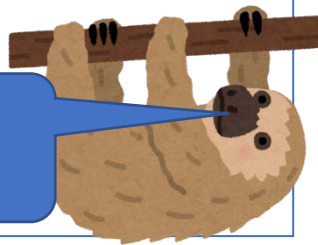


## 【参考】 保活

- ・特に都市部で待機児童問題が深刻である。
- ・それ故に、子どもを保育所へ入れるための積極的活動が必要となる。

- ・育児休業期間の調整
- ・(条件のよい自治体への)引っ越し など

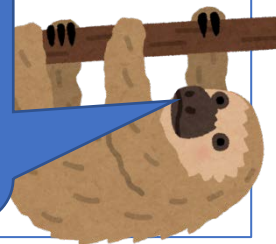
関心があれば自己学習する。



## 【参考】 保活

- ・特に都市部で待機児童問題が深刻である。
- ・それ故に、子どもを保育所へ入れるための積極的活動が必要となる。
- ・育児休業期間の調整
- ・(条件のよい自治体への)引っ越し など

ともあれ、こうした造語が発生するほどにこの問題が深刻だ(った)ということである。



## 第10テーマ 就学前教育(1)

### ☆10テーマのまとめ

☆用語を丸暗記することに意味は乏しい。  
理由を備えて分かること＝理解が不可欠である。

## 第10テーマ 就学前教育(1)

- ・ただし、ここで述べる「幼保二元体制の問題点」は、  
歴史的な内容も含まれる  
(現状とは少し異なる内容もある)。
- 幼保二元体制は現在進行形で変わりつつある。



# ☆これまでの幼保二元体制の問題点

☆幼保二元体制とは何か

☆幼保の入園・入所対象の違いは何か

☆幼保の目的の違いは何か

# 幼保二元体制

## 【重要】

- ・これは、「幼稚園と保育所が、異なる体制のもとで設置、管理、運営されていること」を意味する。
- ・具体的に、幼稚園と保育所は、根拠法令、所管する省庁、教育・保育の基準が全く異なる。



# 幼保二元体制

## 【重要】

☆ 幼稚園と保育所は、以下の点が異なる。

- ・ 施設の存在理由などを規定する根拠法令
- ・ 施設を管理運営する省庁（行政機構）
- ・ 施設の日常的な教育・保育の基準



## 幼保の入園・入所対象の違い

☆幼稚園は、子の年齢(のみ)が入園条件となる。

☆保育所は、子の年齢条件に「保育を必要とする」という条件が加わる。

**【重要】** 保育所は、単に年齢が0歳～就学前というだけでは入所できない。



# 幼稚園・保育所の目的の違い

☆レジュメⅢの表 「(幼稚園・保育所の)目的」

☆レジュメ1ページの0(就学前教育～とは)

☆同 幼稚園における「保育」  
保育所における「保育」

☆レジュメⅠ、Ⅱ(幼保をめぐる歴史)



# 幼稚園・保育所の目的の違い

☆幼稚園の目的……**幼児教育**

☆保育所の目的……**養護**(と教育)

註：少し古い理解であり、かつ、単純化している。

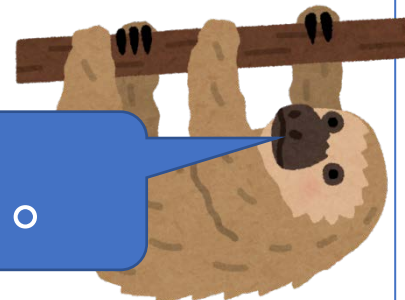


# 幼稚園・保育所の目的の違い

☆幼稚園の目的……**幼児教育**

☆保育所の目的……**養護**(と教育)

ただ、歴史的にはこうした傾向はあった。



# ☆これまでの幼保二元体制の問題点

## 【整理】

- ・幼稚園と保育所の設置・管理・運営の基準は違う。
- ・幼稚園と保育所に入る子どもの属性が異なる。
- ・幼稚園と保育所の目的は異なる。

# ☆これまでの幼保二元体制の問題点

※幼児教育（ ）と保育（ ）の不平等

※幼児教育・保育施設の.....が煩雑・複雑



# ☆これまでの幼保二元体制の問題点

※幼児教育（ ）と保育（ ）の不平等

※幼児教育・保育施設の.....が煩雑・複雑



# ☆これまでの幼保二元体制の問題点

※幼児教育（ ）と保育（ ）の不平等

※幼児教育・保育施設の.....が煩雑・複雑

・根拠法令、所管省庁、教育・保育の基準、  
保育者の身分・資格・養成など.....「二重の制度」

# ☆これまでの幼保二元体制の問題点

※幼児教育（ ）と保育（ ）の不平等

※幼児教育・保育施設の.....が煩雑・複雑

(例) 保育者の身分・資格・養成など

→ 身分・資格だけでなく養成の課程も異なる。

「乳児保育」「教育制度論」



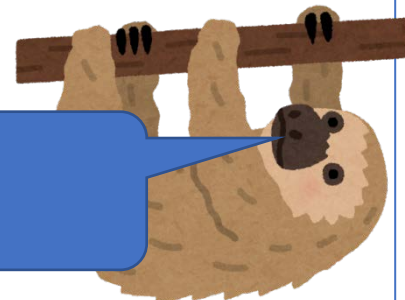
# ☆これまでの幼保二元体制の問題点

※幼児教育（ ）と保育（ ）の不平等

※幼児教育・保育施設の.....が煩雑・複雑

(例) 身分・資格・養成課程の二重性

保育科の授業数が多い理由！。



# ☆これまでの幼保二元体制の問題点

※幼児教育（ ）と保育（ ）の不平等

※幼児教育・保育施設の.....が煩雑・複雑



# ☆これまでの幼保二元体制の問題点

1. 5歳の「保育を必要とする子ども」
2. 5歳の「保育を必要としない子ども」



# ☆これまでの幼保二元体制の問題点

1. 5歳の「保育を必要とする子ども」  
→(条件がそろえば) **保育所へ入れる。**
2. 5歳の「保育を必要としない子ども」  
→**制度上、保育所へは入れない。**



# ☆これまでの幼保二元体制の問題点

1. 5歳の「保育を必要とする子ども」
2. 5歳の「保育を必要としない子ども」



# ☆これまでの幼保二元体制の問題点

1. 5歳の「保育を必要とする子ども」

→制度上は問題ないが、事実上幼稚園へ入れない。

2. 5歳の「保育を必要としない子ども」

→幼稚園へ入れる。



# ☆これまでの幼保二元体制の問題点

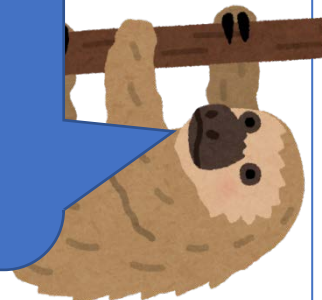
1. 5歳の「保育を必要とする子ども」

→制度上は問題ないが、事実上幼稚園へ入れない。

2. 5歳の「保育を必要としない子ども」

→幼稚園へ入れる。

・幼稚園の開園時間・開園週数が短い  
→保護者が（共に）就労していると  
子を幼稚園へ入れにくい



# ☆これまでの幼保二元体制の問題点

1. 5歳の「保育を必要とする子ども」

→制度上は問題ないが、事実上幼稚園へ入れない。

2. 5歳の「保育を必要としない子ども」

→幼稚園へ入れる。





# ☆これまでの幼保二元体制の問題点

## 【重要】

### 1. 「保育を必要とする子ども」

(例：共働き家庭等の子ども)

→保育所へ入れる。事実上、幼稚園へ入れない。

### 2. 「保育を必要としない子ども」

(例：専業主婦(夫)家庭の子ども)

→幼稚園へ入れる。制度上、保育所へ入れない。



# ☆これまでの幼保二元体制の問題点

- (例) 共働き家庭等の子ども→保育所に入る
- (例) 専業主婦家庭の子ども→幼稚園に入る



# ☆これまでの幼保二元体制の問題点

養護

- (例) 共働き家庭等の子ども→保育所に入る
- (例) 専業主婦家庭の子ども→幼稚園に入る

幼児教育



# ☆これまでの幼保二元体制の問題点

## 【重要】

・(例)共働き家庭等の子ども→

保育所で  
養護を受ける

・(例)専業主婦家庭の子ども→

幼稚園で  
幼児教育を受ける



# ☆これまでの幼保二元体制の問題点

## 【重要】

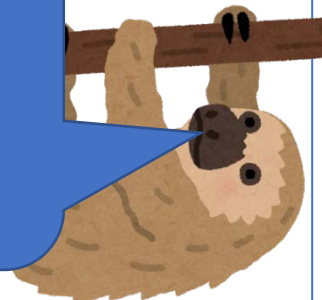
・(例)共働き家庭等の子ども→

保育所で  
養護を受ける

・(例)専業主婦家庭の子ども→

幼稚園で  
幼児教育を受ける

これは、事実上、「自動的」に決定された。



# ☆これまでの幼保二元体制の問題点

## 【重要】

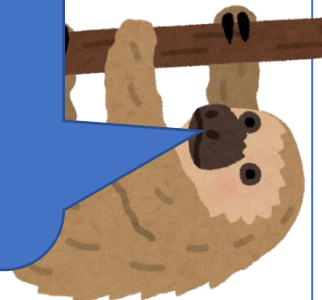
・(例)共働き家庭等の子ども→

保育所で  
養護を受ける

・(例)専業主婦家庭の子ども→

幼稚園で  
幼児教育を受ける

特に「共働きの場合、幼稚園で幼児教育を受けることが難しい」図式が問題となった。



# ☆これまでの幼保二元体制の問題点

## 【重要】

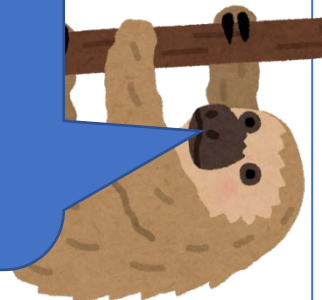
・(例)共働き家庭等の子ども→

保育所で  
養護を受ける

・(例)専業主婦家庭の子ども→

幼稚園で  
幼児教育を受ける

これは、教育機会(教育を受けるチャンス)  
の不平等ではないか？という問題である。



# ☆これまでの幼保二元体制の問題点

## 【重要】

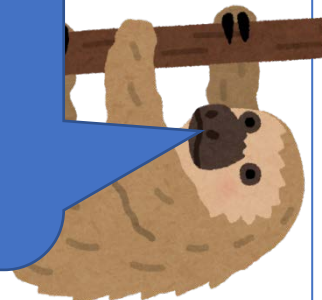
・(例)共働き家庭等の子ども→

保育所で  
養護を受ける

・(例)専業主婦家庭の子ども→

幼稚園で  
幼児教育を受ける

また、これは、日本の幼児教育・保育制度を象徴する古典的モデルでもあった。





# ☆これまでの幼保二元体制の問題点

・(例)共働き家庭等の子ども→

保育所で  
養護を受ける

・(例)専業主婦家庭の子ども→

幼稚園で  
幼児教育を受ける



# ☆これまでの幼保二元体制の問題点

## 【重要】

※幼児教育（**幼稚園**）と保育（**保育所**）の不平等  
（保育に欠けない子）と（保育に欠ける子）\*

\*現在は「保育を必要とする」

※「幼稚園で幼児教育を受けたい」という親（子）の  
希望が、親の就労等を理由にかなえられない、と  
いう問題であった。

過去形？



# ☆これまでの幼保二元体制の問題点

## 【重要】

※幼児教育（**幼稚園**）と保育（**保育所**）の不平等  
（保育に欠けない子）と（保育に欠ける子）\*

\*現在は「保育を必要とする」

※「幼稚園で幼児教育を受けたい」という親（子）の  
希望が、親の就労等を理由にかなえられない、と  
いう問題であった。

→近年は状況が変わりつつある。

過去形？



# ☆これまでの幼保二元体制の問題点

▪ (例) 共働き家庭等の子ども→

保育所で  
養護を受ける

▪ (例) 専業主婦家庭の子ども→

幼稚園で  
幼児教育を受ける



# ☆これまでの幼保二元体制の問題点

## 【重要】

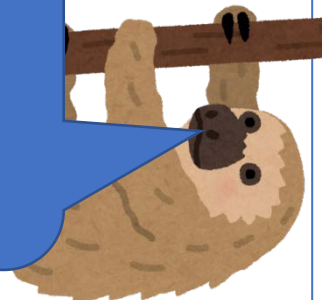
・(例)共働き家庭等の子ども→

保育所で  
養護を受ける

・(例)専業主婦家庭の子ども→

幼稚園で  
幼児教育を受ける

待機児童問題である。



# ☆これまでの幼保二元体制の問題点

## 【重要】

・(例)共働き家庭等の子ども→

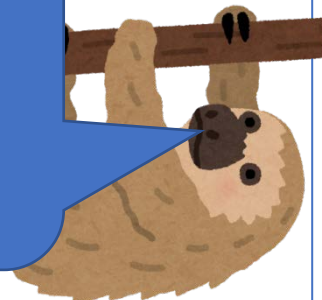
保育所で  
養護を受ける

・(例)専業主婦家庭の子ども→

幼稚園で  
幼児教育を受ける

1.共働き家庭等の子ども.....保育所に入る

2.共働き家庭等の数.....増えている



# ☆これまでの幼保二元体制の問題点

## 【重要】

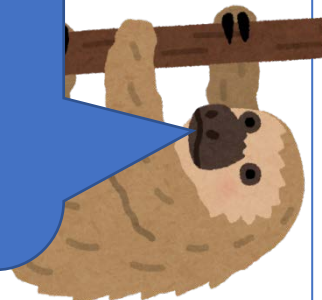
・(例)共働き家庭等の子ども→

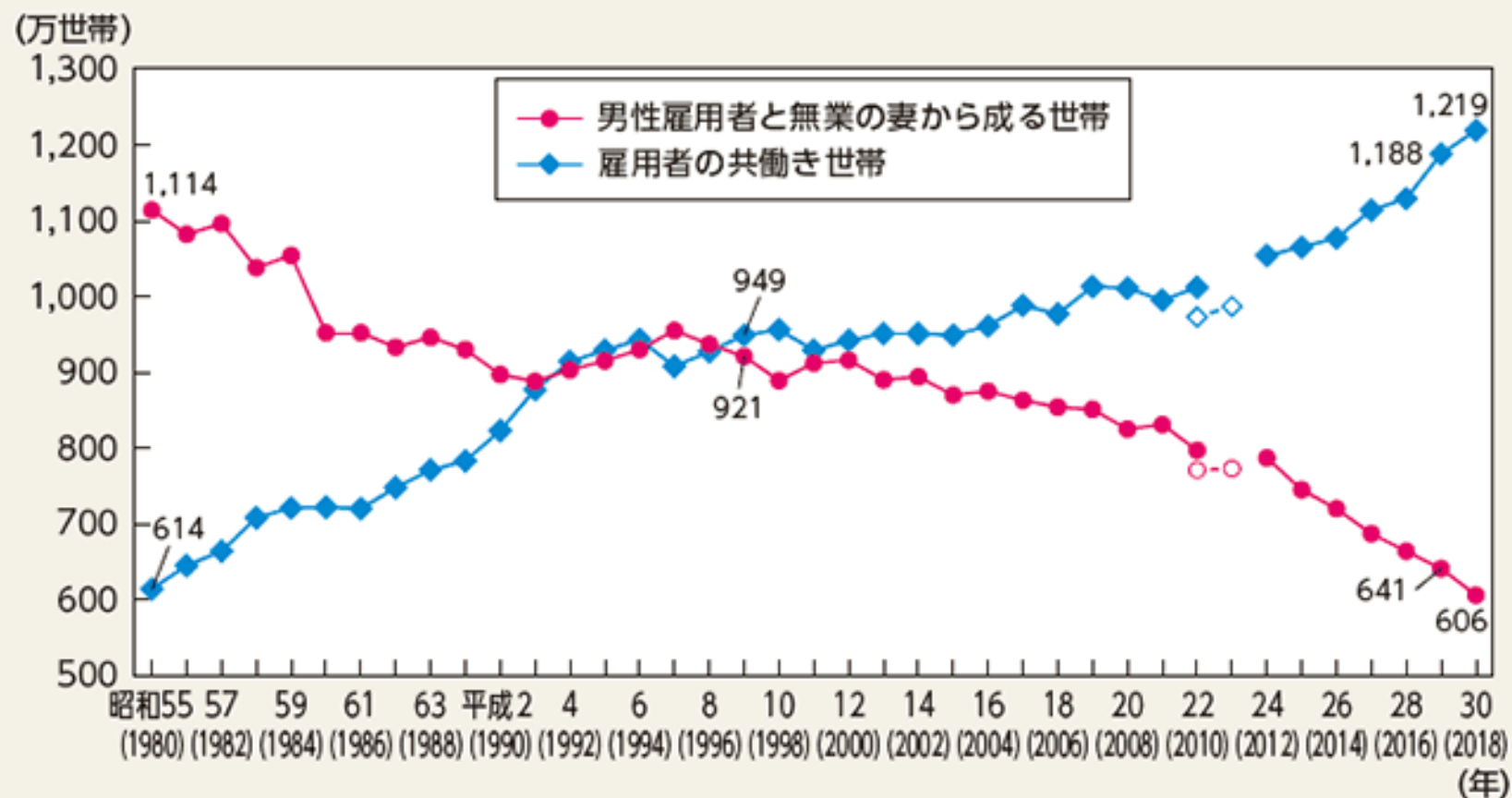
保育所で  
養護を受ける

・(例)専業主婦家庭の子ども→

幼稚園で  
幼児教育を受ける

「共働き家庭等の子ども」の数が増える。  
→保育所に入る子どもの数が増える。  
→保育所が足りなくなる。





- (備考) 1. 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。平成30年は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び失業者)の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)の世帯。
4. 平成22年及び23年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。



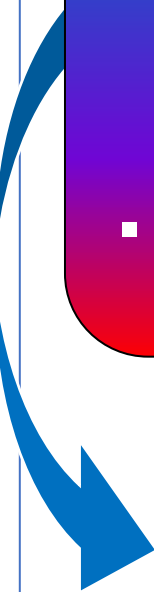
# ☆これまでの幼保二元体制の問題点

・(例)共働き家庭等の子ども→

保育所で  
養護を受ける

・(例)専業主婦家庭の子ども→

幼稚園で  
幼児教育を受ける



・共働き等が増える→保育所入所者が増える  
→保育所が足りなくなる→待機児童が増える  
※子どもの数そのものは減っているので……

# ☆これまでの幼保二元体制の問題点

・(例)共働き家庭等の子ども→

保育所で  
養護を受ける

・(例)専業主婦家庭の子ども→

幼稚園で  
幼児教育を受ける



・共働き等が増える→保育所入所者が増える  
→保育所が足りなくなる→待機児童が増える  
※幼稚園へ入る子どもの割合・絶対数も急減する。

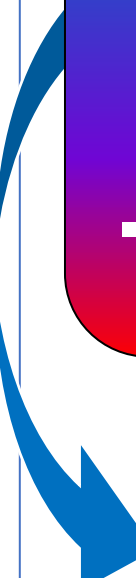
# ☆これまでの幼保二元体制の問題点

・(例)共働き家庭等の子ども→

保育所で  
養護を受ける

・(例)専業主婦家庭の子ども→

幼稚園で  
幼児教育を受ける



・共働き等が増える→保育所入所者が増える  
→保育所が足りなくなる→待機児童が増える

※幼稚園の数も急速に減少している。

# ☆これまでの幼保二元体制の問題点

・(例)共働き家庭等の子ども→

保育所で  
養護を受ける

・(例)専業主婦家庭の子ども→

幼稚園で  
幼児教育を受ける

- ・「待機児童」(保育所が足りない)
- ・閉園する幼稚園(子どもが集まらない)。

歪？



## 第10テーマ 就学前教育(1)

- ・以上、10テーマの内容は終了である。
- ・このテーマは学生による理解の差が大きい。
- ・しかし、保育職の学びにおいて重要な内容である。
- ・試験においても配点が大きなテーマになる。

## 第10テーマ 就学前教育(1)

- ・以上、10テーマの内容は終了である。
- ・最低でも、以下の内容は理解する／おぼえる。
  - ・幼保二元体制という言葉の意味
  - ・幼稚園と保育所の具体的な違い(Ⅲの表)

☆幼保二元体制の問題点(二つ＋一つ)

→特に「保育を必要とする(旧:保育に欠ける)子」と、「そうではない子」をめぐる問題点

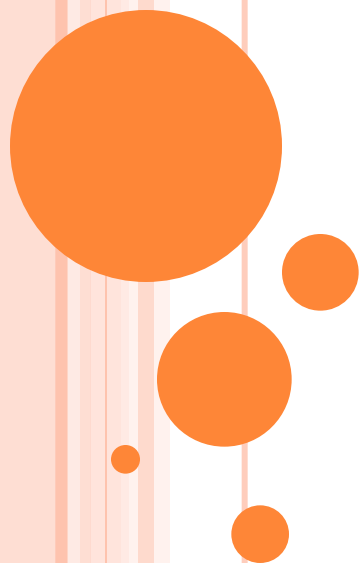
## 第11テーマ 就学前教育(2)

- そして、このまま第11テーマに入る。
- 煩雑を避けるため、ファイルを切り替える必要はない(すなわち、次ページへそのまま進む)。
- 第11テーマのレジюмеもまずは参照せずともよい。

# 教育原理

## 第11テーマ

### 就学前教育(2) (前半)





## 第11テーマ 就学前教育(2)

- 第10テーマ

就学前教育(1) 幼保二元体制の特徴と問題点

- 第11テーマ

就学前教育(2) 幼保一元化

## 第11テーマ 就学前教育(2)

- 第10テーマ

就学前教育(1) 幼保二元体制の特徴と問題点

- 第11テーマ

就学前教育(2) 幼保一元化

## 第11テーマ 就学前教育(2)

- 第10テーマ

就学前教育(1) 幼保二元体制の特徴と問題点

- 第11テーマ

就学前教育(2) 幼保一元化

# 第11テーマ 就学前教育(2)

# 幼保一元化

## ※第11テーマレジュメの引用

- ・ と の協働や連携を進めていくこと。
- ・さらには、幼稚園と保育所を の施設として統合していくこと。



# 幼保一元化

## ※第11テーマレジュメの引用

- ・**幼稚園**と**保育所**の協働や連携を進めていくこと。
- ・さらには、幼稚園と保育所を**一つ**の施設として統合していくこと。



# 幼保一元化

※第11テーマレジュメの引用

①幼保二元体制を維持したまま幼稚園と保育所が連携すること。

②幼稚園と保育所をめぐる根拠法令、所管省庁、設置・運営の基準、教育／保育の基準、保育者の免許・資格などを統一（「一元化」）すること。

③幼稚園／保育所という区分そのものをなくし、一種類の（一元化された）幼児教育施設を新設すること。



# 幼保一元化

①幼稚園と保育所を残すが、両者の連携を図る。

②幼稚園と保育所を残すが、一元化（一本化、統合）できるものは一元化する。

③幼稚園と保育所そのものをなくし、就学前の子どもを受け入れる施設を一元化する。





# 幼保一元化

①幼稚園と保育所を残すが、両者の連携を図る。

②幼稚園と保育所を残すが、一元化（一本化、統合）できるものは一元化する。

③幼稚園と保育所そのものをなくし、就学前の子どもを受け入れる施設を一元化する。



# 幼保一元化

- ①幼稚園と保育所を残すが、両者の連携を図る。
- ②幼稚園と保育所を残すが、一元化（一本化、統合）できるものは一元化する。
- ③幼稚園と保育所そのものをなくし、就学前の子どもを受け入れる施設を一元化する。



## 小テストの実施について

※以上、第11テーマ(前半)を終了する。

# おわりに

- ・先行き不透明であるが、「なすべきこと」をやっていきましょう。

